び私有の林野面積によつて按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月一日）現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行つた場合における当該期間内の合併に係る合併関係市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分して算定する。

「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る密度補正Ⅲに用いる密度	当該新市町村の外国青年招致人員及び外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数を合併関係市町村の人口によつて按分して算定する。

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十三項から第二十項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる態容補正係数については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

常態容補正係数	
「消防費」に係る経	零とする。
「道路橋りよう費」のうち道路の延長を測定単位とするものに係る投資補正係数	当該新市町村の交通事故件数比率の算定に用いる交通事故件数を合併関係市町村の合併の日の属する年の前年の当該数値によつて按分し、算定初年度の次年度以降においては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分して算定するものとする。
「下水道費」に係る	当該新市町村の有収水量、超過算定対象資本費及び使用料等を分

四　態容補正

法第十三条第四項第三号並びにこの省令第十条第十三項から第二十項まで、第十一条の二及び第十二条第三項から第五項までの規定に準じて補正するものとする。この場合において、「消防費」に係る経常態容補正係数は、零とし、「道路橋りよう費」に係る投資補正係数は、当該新市町村の交通事故件数比率の算定に用いる交通事故件数を合併関係市町村の合併の日の属する年の前年の当該数値によつて按分し、算定初年度の次年度以降においては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれ按分して算定するものとし、「下水道費」に係る投資補正係数は、当該新市町村の有収水量、超過算定対象資本費及び使用料等を分別して算定するものとし、「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、当該新市町村の指定都市立小学校教職員数又は指定都市立中学校教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「小学校費」又は「中学校費」のうち学級数を測定単位とするものに係る当該測定単位の数値によつて按分した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、合併前において指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村にあつては、当該按分した数を零とする。）を用い、当該新市町村の指定都市立特別支援学校（小・中学部）教職員数又は指定都市立特別支援学校（高等部）教職員数をそれぞれ合併関係市町村ごとの「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る市町村立特別支援学校